

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

知事が行う政策等の評価に関する規則の一部を改正する規則

知事が行う政策等の評価に関する規則（平成15年岩手県規則第116号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大規模事業評価の対象)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 第9条第2項の規定は大規模事業評価のうち再評価の対象について、<u>同条第3項の規定は大規模事業評価（条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。）のうち事後評価の対象について</u>準用する。</p>	<p>(大規模事業評価の対象)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 第9条第2項の規定は、<u>大規模事業評価のうち再評価の対象について</u>準用する。</p> <p>3 <u>大規模事業評価のうち事後評価は、別に定める事業について行うものとする。</u></p>
<p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 第10条第1項の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の時期について、同条第2項の規定は大規模事業評価（<u>条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。</u>）のうち事後評価の時期について準用する。</p>	<p>(大規模事業評価の時期)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 第10条第1項の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の時期について、同条第2項の規定は大規模事業評価のうち事後評価の時期について準用する。</p>
<p>(大規模事業評価の方法)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 第12条第1項の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の方法について、同条第2項の規定は大規模事業評価（<u>条例第4条第1項第4号イに掲げる事業に係るものを除く。</u>）のうち事後評価の方法について準用する。</p>	<p>(大規模事業評価の方法)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 第12条第1項の規定は大規模事業評価のうち継続評価及び再評価の方法について、同条第2項の規定は大規模事業評価のうち事後評価の方法について準用する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。